注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図 をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、下記の入林届提出先で配布しております。なお、管轄する森林管理局等のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。また、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域内のみとなりますのでご注意ください。

(※関東森林管理局URL http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/・静岡森林管理署は下記とおり) 静岡森林管理署の立入禁止区域図は、基本四半期毎に更新とし、事業実施状況次第で変更等あった場合はその都度更新致します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、<u>入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認下さい</u>。

3 団体で届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。

また、別紙の構成員名簿を提出して下さい。

- 4 <u>実際に入林する日が決まった場合には、【入林に際しての遵守事項】記載のとおりの方法で、</u> 入林する3業務日以前(平日)の午後3時までにご連絡下さい。(*2)
- 5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、<u>以下のチェックボックスにチェックをして、この入林</u>届を別添の入林届提出先に、3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。(*2)

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は職員が留守であった場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。

- *1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。
- *2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

| 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 3 | 2 | 1) | _ | 入林予定日 |
| 提出期限 | | | | |

入林届提出先

| 管轄区域 | 氏名 | 住所 | TEL及びFAX番号 | ホームページ及びメールアドレス |
|---------------------------------|----------|-----------------------------------|--|--|
| 静宝富沼裾長御小川島岡宮市市市市市市市市市町市町市町市町町町町 | 静岡森林管理署長 | 〒420-0856 静岡県静岡市葵区 駿府町1-120 | TEL 054-254-3401 FAX 054-253-7829 | ホームへ゜ーシ゛ http://www.rinya .maff.go.jp/kant o/sizuoka/index. html 代表メールアト゛レス ks_shizuoka_post master@maff.go.j |

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

○入林するときは、入林する3日前の業務日(平日)の午後3時までに【別紙2】連絡表により静 岡森林管理署あてに日時、場所、入林する当日の代表者、連絡先、車両の車種、ナンバー、入林す る者の名簿を記入のうえ、入林の都度、FAXもしくは郵送にてお送りください。

(期間については、ワナによる狩猟のみの場合はワナを仕掛けている期間で記入のうえFAXもし くは郵送、猟銃による狩猟の場合はその都度記入のうえFAXもしくは郵送)

また、下記の担当森林事務所についても必ず連絡してください。

- ○入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- ○万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ○悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- ○当森林管理署職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届(写)を携 行するとともに、森林管理署職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入 林届をダッシュボード等の見える位置に置いてください。
- ○立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- ○国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないで ください。
- ○ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- ○林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。(※器物損壊罪が適用される場合があります。)
- ○動植物の保護にご協力ください。
- ○立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合は許可が必要です。無断でこれらの行為を行った 場合には法により罰せられることがあります。
 - ※ 静岡森林管理署 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

電話 054-254-3401

FAX 054-253-7829

※(別紙2)連絡表のFAX送信先 については、こちらのFAX番号に

開署時間 平日8時15分~17時00分 送信ください。

※ 担当森林事務所

○○森林事務所(担当者:○○森林官)

電話 054-***-**** FAX 054-***-***

開所時間 平日8時00分~16時45分

出張により不在の場合がございますので、余裕をもってご連絡をお願いいたします。

公的な捕獲事業のための特記事項について

- ・狩猟に伴う入林については、基本徒歩での入林となりますが、事業の観点から林道を利用しなけれ ばならない場合には、別途「国有林野林道利用申請書」を提出していただきます。
- ・捕獲個体は国有林内に放置しないでください。
- ・別紙狩猟禁止区域等位置図の禁止区域等の記載されている箇所についてはそれに従い狩猟は行わな いでください。

一般の狩猟者の方への特記事項について

- ・一般の狩猟に伴う入林については、徒歩のみでの入林となります。
- ・銃猟は土、日曜日に限り可とします。遊歩道等があり入林者も多いため、発砲の際には十分に安全確認をしてください。
- ・過去、林道上での発砲により死亡事故が発生しておりますので、ルールを遵守してください。
- ・関猟は全日可としますが、止め差しは原則銃以外の方法で行ってください。歩道や登山道、駐車場周辺など一般の観光客等から見える範囲に罠を設置しないでください。
- ・捕獲個体は国有林内に放置しないでください。
- ・別紙狩猟禁止区域等位置図の禁止区域等の記載されている箇所についてはそれに従い狩猟は行わないでください。
- ・ (財) 大日本猟友会発行の狩猟読本のルールを遵守してください。

追記事項について (こちらについては、手続きの都度記載の必要があれば、記載いたします。)

連 絡 表

| | 日付 | 令和 | 年 | 月 | | 日 | \sim | 令和 | | | 年 | 月 | 日 | 【注意事項】 | |
|-------------|----------------------|----|-----|-------|--------------|------|--------|----|----------|-----|--|----|-------|--|---------------------------------------|
| ; (材 | 場 所 k道名等) | | | | | | | | | | | | | ※猟銃による捕獲 でその都度ご連絡※ワナによる捕獲 | 等の場合は、1~2日単位 ください。 等の場合は、ワナを設置し |
| | 捕獲・狩猟方法 (方法にチェック) | | る捕獲 | ・狩猟 | 守猟 □ ワナによる捕獲 | | | | こよる捕獲・狩猟 | | でその都度で連絡ください。 ※ワナによる捕獲等の場合は、ワナを設置している期間単位(最長で1ヶ月単位)でその都度で連絡ください。 ※入林予定箇所を明記した図面を連絡表に終付してご提出ください。 | | | | |
| | 入林する当日の代表者 | | | | | 電話番号 | | | | | | | | | |
| 入林者の所属する団体名 | | 体名 | | | メール又は FAX | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 入村 | 休する | 者のク | 名簿 | | | | |
| No. | | 氏名 | | 車両の車種 | ナン | | ナンバー | | | No. | | 氏名 | 車両の車種 | | ナンバー |
| 1 | | | | | | | | | | 11 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | 12 | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | 13 | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | 14 | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | 15 | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | 16 | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | 17 | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | 18 | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | 19 | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | 20 | | | | | |